

地方税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 第一条による改正（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号））

改正案	現行
<p>（法第三十七条の二第四項及び第三百十四条の七第四項の寄附者名簿の作成及び保存）</p> <p>第一条の十六 法第三十七条の二第四項及び第三百十四条の七第四項の寄附者名簿は、法第三十七条の二第一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金の受入れをした事業年度ごとに作成するものとし、当該事業年度終了の日の翌日以後三月を経過する日から五年間その主たる事務所の所在地に保存しなければならない。</p> <p>（道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 道府県民税及び市町村民税に係る次の表の上欄に掲げる申告書及び申請書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、次の表の(一)の上欄に掲げる申告書について法第三十七条の二第一項の申告書を提出すべき者のうち当該市町村の条例で定めるものが提出すべき申告書として市町村長が別に簡易な様式を定めたとき及び同表の(六)の上欄に掲げる申告書について当該下欄に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に</p>	<p>（道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 道府県民税及び市町村民税に係る次の表の上欄に掲げる申告書及び申請書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、次の表の(一)の上欄に掲げる申告書について法第三十七条の二第一項の申告書を提出すべき者のうち当該市町村の条例で定めるものが提出すべき申告書として市町村長が別に簡易な様式を定めたとき及び同表の(六)の上欄に掲げる申告書について当該下欄に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に</p>

様式を定めるときは、それぞれ当該様式によることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 市町村民税 道府県民税 納入申告書（法第四十五條の二第一項及び第三百十七條の二第一項の申告書）	第五号の四様式（別表）
(二) 給与所得者・公的年金等受給者 用雑損控除・医療費控除申告書（法第四十五條の二第三項及び第三百十七條の二第三項の申告書）	第五号の五様式
(三) 寄附金税額控除申告書（一）（法第四十五條の二第三項及び第三百十七條の二第三項の申告書） 〔三〕 寄附金税額控除申告書（二）（法第四十五條の二第五項及び第三百十七條の二第五項の申告書）	第五号の五の二様式 第五号の五の三様式
(四) 給与所得者・公的年金等受給者 用繰越控除申告書（法第四十五條の二第三項及び第三百十七條の二第三項の申告書）	第五号の六様式
(五) 配偶者控除・扶養控除申請書（政令第七條の三の三第一項及び第七條の三の四第一項（政令第四十	第五号の七様式

様式を定めるときは、それぞれ当該様式によることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 市町村民税 道府県民税 納入申告書（法第四十五條の二第一項及び第三百十七條の二第一項の申告書）	第五号の四様式（別表）
(二) 給与所得者・公的年金等受給者 用雑損控除・医療費控除申告書（法第四十五條の二第三項及び第三百十七條の二第三項の申告書）	第五号の五様式
(三) 寄附金税額控除申告書（一）（法第四十五條の二第三項及び第三百十七條の二第三項の申告書）	第五号の五の二様式
(四) 給与所得者・公的年金等受給者 用繰越控除申告書（法第四十五條の二第三項及び第三百十七條の二第三項の申告書）	第五号の六様式
(五) 配偶者控除・扶養控除申請書（政令第七條の三の三第一項及び第七條の三の四第一項（政令第四十	第五号の七様式

<p>六条の三において準用する場合を含む。）の申請書</p>	<p>第五号の八様式</p>
<p>(六) 市町村民税 道府県民税 納入申告書（法第五十条の五及び第三百二十八条の五第二項の納入申告書）</p>	<p>第五号の九様式</p>
<p>(七) 退職所得申告書（法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項の規定による申告書）</p>	<p>第五号の九様式</p>

(附属申告書等)

第二条の二 略

2 略

3 | 法第四十五条の二第五項及び第三百七十七条の二第五項の申告書を提出する者は、前条第二項の表の三の上欄に掲げる申告書に、法第三十七条の二第一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金を受領した法第三十七条の二第三項又は第三百十四条の七第三項に規定する控除対象特定非営利活動法人の受領した旨（当該寄附金が当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含む。）、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類を添付しなければならない。

<p>六条の三において準用する場合を含む。）の申請書</p>	<p>第五号の八様式</p>
<p>(六) 市町村民税 道府県民税 納入申告書（法第五十条の五及び第三百二十八条の五第二項の納入申告書）</p>	<p>第五号の九様式</p>
<p>(七) 退職所得申告書（法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項の規定による申告書）</p>	<p>第五号の九様式</p>

(政令第九条の七第四項及び第二十六項の割合等)

第三条の二 政令第九条の七第四項及び第二十六項に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令第九条の七第四項及び第二十六項に規定する関係道府県に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 略

二 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第九条の七第四項及び第二十六項に規定する関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第九条の七第十三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 適格分割等（政令第九条の七第六項に規定する適格分割等という。以下本条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下本号及び次項第二号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）並びに代表者の氏名

(政令第九条の七第四項及び第三十一項の割合等)

第三条の二 政令第九条の七第四項及び第三十一項に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令第九条の七第四項及び第三十一項に規定する関係道府県に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 略

二 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第九条の七第四項及び第三十一項に規定する関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第九条の七第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 適格分割等（政令第九条の七第十六項に規定する適格分割等という。以下本条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下本号及び次項第二号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）並びに代表者の氏名

三略

四 政令第九条の七第六項（同項第二号）に係る部分に限る。

（）の規定により同項の内国法人の同条第八項各号に定

める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度

超過額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第九条の七第六項（同項第二号）に係る部分に限る。

（）の規定により同項の内国法人の同条第八項各号に定

める事業年度又は連結事業年度の同条第五項に規定する道府県民

税の控除余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六略

3 政令第九条の七第二十三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九条の七第十八項

の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第十七項に規定する所得等申告法人をいう。以下本号に

おいて同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の道府県

において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該

所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏

名

二及び三略

四

政令第九条の七第十八項（同項第二号）に係る部分に限

る。（）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十項各号

に定める事業年度又は連結事業年度の同条第十七

項に規定する控除未済外国法人税等額とみなされる金額及び当該金額

三略

四 政令第九条の七第六項（同項第二号又は第三号）に係る部分に限る。

（）の規定により同項の内国法人の同条第八項各号又は第九項各号に定

める事業年度若しくは連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度

超過額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第九条の七第六項（同項第二号又は第三号）に係る部分に限る。

（）の規定により同項の内国法人の同条第八項各号又は第九項各号に定

める事業年度若しくは連結事業年度の同条第五項に規定する道府県民

税の控除余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六略

3 政令第九条の七第二十八項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九条の七第二十一項

の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第二十項に規定する所得等申告法人をいう。以下本号に

おいて同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の道府県

において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該

所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏

名

二及び三略

四

政令第九条の七第二十一項（同項第二号又は第三号）に係る部分に限

る。（）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十三項各号又は

第二十四項各号に定める事業年度若しくは連結事業年度の同条第二十

項に規定する控除未済外国法人税等額とみなされる金額及び当該金額

の計算に関する明細

五略

(政令第三十七條の十八第一号の区分等)

第七條の七

政令第三十七條の十八第一号に規定する総務省令で定める区分は、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

2略

の計算に関する明細

五略

(政令第三十七條の十八第一号の区分等)

第七條の六の二

政令第三十七條の十八第一号に規定する総務省令で定める区分は、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

2略

(政令第三十八條の二の家屋等)

第七條の七

政令第三十八條の二に規定する総務省令で定める家屋は、試験及び研究の用に供する家屋とする。

2

政令第三十八條の二に規定する総務省令で定める共同店舗は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第百八十二号)

第二条第一項第二号イに規定する事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成十六年経済産業省令第七十四号)第二十八条第一項第一号イに掲げる要件に適合する同項に規定する共同化計画に基づいて実施されるもの(事業協同組合で組合員の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に規定する特定中小事業者(小売商業又はサービス業を行う者に限る。)であるものが行うものに限る。)の用に供する共同店舗とする。

(政令第三十九條の六第四号の総務省令で定める日)

第七條の八 政令第三十九條の六第四号に規定する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 当該土地について行われる特定土地改良事業（政令第三十九條の六第一号に規定する特定土地改良事業をいう。以下この条において同じ。）が一である場合 当該特定土地改良事業について土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第十一項（同法第八十四條、第九十五條の二第三項又は第九十六條の三第五項の規定において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止の認可の公告があつた日（以下この条において「廃止公告の日」という。）又は当該特定土地改良事業に係る同法第八十七條第一項若しくは第八十七條の二第一項の土地改良事業計画の取消しがあつた日（以下この条において「取消しの日」という。）

二 三 略

(政令第四十八條の十三第五項及び第二十七項の割合等)

第十條の二の四 政令第四十八條の十三第五項及び第二十七項に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合
- イ 政令第四十八條の十三第五項及び第二十七項に規定する関係市町村に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該関係市町村が課

(政令第三十九條の七第四号の総務省令で定める日)

第七條の八 政令第三十九條の七第四号に規定する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 当該土地について行われる特定土地改良事業（政令第三十九條の七第一号に規定する特定土地改良事業をいう。以下本条において同じ。）が一である場合 当該特定土地改良事業について土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第十一項（同法第八十四條、第九十五條の二第三項又は第九十六條の三第五項の規定において準用する場合を含む。）の規定による事業の廃止の認可の公告があつた日（以下本条において「廃止公告の日」という。）又は当該特定土地改良事業に係る同法第八十七條第一項若しくは第八十七條の二第一項の土地改良事業計画の取消しがあつた日（以下本条において「取消しの日」という。）

二 三 略

(政令第四十八條の十三第五項及び第三十二項の割合等)

第十條の二の四 政令第四十八條の十三第五項及び第三十二項に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合
- イ 政令第四十八條の十三第五項及び第三十二項に規定する関係市町村に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該関係市町村が課

する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

口 略

二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人で特別区
存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第四十八
条の十三第五項及び第二十七項に規定する関係市町村が課する市町村
民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第四十八条の十三第十四項に規定する総務省令で定める事項は、
次に掲げる事項とする。

一 略

二 適格分割等（政令第四十八条の十三第七項に規定する適格分割等
をいう。以下本条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定す
る分割法人等をいう。以下本号及び次項第二号において同じ。）の名
称及び事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は
事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務
所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）並びに代表者の氏
名

三 略

四 政令第四十八条の十三第七項（同項第二号）に係る部分に
限る。）の規定により同項の内国法人の同条第九項各号
に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控

除限度超過額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第四十八条の十三第七項（同項第二号）に係る部分に
限る。）の規定により同項の内国法人の同条第九項各号

する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

口 略

二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人で特別区
存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第四十八
条の十三第五項及び第三十二項に規定する関係市町村が課する市町村
民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第四十八条の十三第十七項に規定する総務省令で定める事項は、
次に掲げる事項とする。

一 略

二 適格分割等（政令第四十八条の十三第十七項に規定する適格分割等
をいう。以下本条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定す
る分割法人等をいう。以下本号及び次項第二号において同じ。）の名
称及び事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は
事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務
所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）並びに代表者の氏
名

三 略

四 政令第四十八条の十三第七項（同項第二号又は第三号）に係る部分に
限る。）の規定により同項の内国法人の同条第九項各号又は第十項各
号に定める事業年度若しくは連結事業年度の同条第二項に規定する控

除限度超過額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第四十八条の十三第七項（同項第二号又は第三号）に係る部分に
限る。）の規定により同項の内国法人の同条第九項各号又は第十項各

に定める事業年度又は 連結事業年度の同条第六項に規定する市町村民税の控除余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する
明細

六 略

3 政令第四十八条の十三第二十四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の十三第十九項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第十八項に規定する所得等申告法人をいう。以下本号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二及び三 略

四 政令第四十八条の十三第十九項（同項第二号）に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十一項各号又は第二十五項各号に定める事業年度又は 連結事業年度の同条第十八項に規定する控除未済外国法人税等額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

（政令第五十二条の二の二第二項の機械及び装置等）

第十一条 略

2 略

号に定める事業年度若しくは連結事業年度の同条第六項に規定する市町村民税の控除余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する
明細

六 略

3 政令第四十八条の十三第二十九項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の十三第二十二項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第二十一項に規定する所得等申告法人をいう。以下本号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二及び三 略

四 政令第四十八条の十三第二十二項（同項第二号又は第三号）に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十四項各号又は第二十五項各号に定める事業年度若しくは連結事業年度の同条第二十一項に規定する控除未済外国法人税等額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

（政令第五十二条の二の二第二項の機械及び装置等）

第十一条 略

2 略

3 政令第五十二条の二の二第二項第三号に規定する総務省令で定める事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）第二条第一項第二号から第四号までに掲げる事業のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一 略

二 協同組合連合会でその所属員の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に規定する特定中小事業者（小売商業又はサービス業を行う者に限る。）であるものが実施する同項第二号に掲げる事業（同号イに掲げる事業のうち独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十号）第二十八条第一項第一号イに掲げる要件に適合する同項に規定する共同化計画に基づき実施されるものの用に供するために施設を整備する事業に限る。）

（法第三百四十九条の三第八項の航空機）

第十一条の三の二 法第三百四十九条の三第八項に規定する国際路線に就航する航空機のうち総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が百分の八十以上である航空機とする。

2 法第三百四十九条の三第八項に規定する国際路線専用機として総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線のみ就航した航空機とする。

3 政令第五十二条の二の二第二項第三号に規定する総務省令で定める事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第二号から第四号までに掲げる事業のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一 略

二 協同組合連合会でその所属員の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に規定する特定中小事業者（小売商業又はサービス業を行う者に限る。）であるものが実施する同項第二号に掲げる事業（同号イに掲げる事業のうち独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令
第二十八条第一項第一号イに掲げる要件に適合する同項に規定する共同化計画に基づき実施されるものの用に供するために施設を整備する事業に限る。）

（法第三百四十九条の三第七項の航空機）

第十一条の三の二 法第三百四十九条の三第七項に規定する国際路線に就航する航空機のうち総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が百分の八十以上である航空機とする。

2 法第三百四十九条の三第七項に規定する国際路線専用機として総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線のみ就航した航空機とする。

3 法第三百四十九条の三第八項に規定する国際路線専用機に準ずるものとして総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が百分の九十五以上である航空機（前項に規定するものを除く。）とする。

（法第三百四十九条の三第九項の路線及び航空機）

第十一条の四 法第三百四十九条の三第九項に規定する総務省令で定める路線は、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域にその全部若しくは一部が含まれる離島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島に所在する空港をその起点、寄航地又は終点とする路線とする。

2 法第三百四十九条の三第九項に規定する総務省令で定める航空機は、その最大離陸重量が七十トン未満のものとする。

3 法第三百四十九条の三第九項に規定する特に地域的な航空運送の用に供する小型の航空機として総務省令で定めるものは、その最大離陸重量が三十トン未満の航空機とする。

（政令第五十二条の十の研究開発）

第十一条の九 政令第五十二条の十の四に規定する総務省令で定める研究開発は、次に掲げる研究開発のうち総務大臣が定めるものとする。

一 三略

3 法第三百四十九条の三第七項に規定する国際路線専用機に準ずるものとして総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において国際路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が百分の九十五以上である航空機（前項に規定するものを除く。）とする。

（法第三百四十九条の三第八項の路線及び航空機）

第十一条の四 法第三百四十九条の三第八項に規定する総務省令で定める路線は、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域にその全部若しくは一部が含まれる離島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島に所在する空港をその起点、寄航地又は終点とする路線とする。

2 法第三百四十九条の三第八項に規定する総務省令で定める航空機は、その最大離陸重量が七十トン未満のものとする。

3 法第三百四十九条の三第八項に規定する特に地域的な航空運送の用に供する小型の航空機として総務省令で定めるものは、その最大離陸重量が二十トン以下の航空機とする。

（政令第五十二条の十の研究開発）

第十一条の九 政令第五十二条の十の六に規定する総務省令で定める研究開発は、次に掲げる研究開発のうち総務大臣が定めるものとする。

一 三略

(政令第五十二条の十の五の施設)

第十一条の十 政令第五十二条の十の五第二号口及び第三号に規定する金額の定めのあるもので総務省令で定めるものは、宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設とする。

(政令第五十二条の十の七第二号の施設)

第十一条の十一 政令第五十二条の十の七第二号に規定する総務省令で定める施設は、シオルダー、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機装備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同条第一号の施設に隣接する緑地帯(都市計画法第七条第三項の市街化調整区域内にあるものに限る。)とする。

(政令第五十二条の十の十第二号の施設)

第十一条の十三 政令第五十二条の十の十第二号に規定する総務省令で定める施設は、シオルダー・ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機装備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同条第一号の施設に隣接する緑地帯(都市計画法第七条第三項の市街化調整区域内にあるものに限る。)とする。

(法第三百四十九条の三第二十九項のコンテナ)

第十一条の十四 法第三百四十九条の三第二十九項に規定する総務省令で定めるコンテナは、次の要件に該当するコンテナ(当該要件に該当

(政令第五十二条の十の八の施設)

第十一条の十 政令第五十二条の十の八第二号口及び第三号に規定する金額の定めのあるもので総務省令で定めるものは、宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店及び物品販売施設とする。

(政令第五十二条の十の十第二号の施設)

第十一条の十一 政令第五十二条の十の十第二号に規定する総務省令で定める施設は、シオルダー、ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機装備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同条第一号の施設に隣接する緑地帯(都市計画法第七条第三項の市街化調整区域内にあるものに限る。)とする。

(政令第五十二条の十の十四第二号の施設)

第十一条の十三 政令第五十二条の十の十四第二号に規定する総務省令で定める施設は、シオルダー・ランプ車両通行帯、場周道路、保安道路及び航空貨物、航空機燃料、航空機装備品又は航空機部品の輸送の用に供する道路並びに同条第一号の施設に隣接する緑地帯(都市計画法第七条第三項の市街化調整区域内にあるものに限る。)とする。

(法第三百四十九条の三第三十四項のコンテナ)

第十一条の十四 法第三百四十九条の三第三十四項に規定する総務省令で定めるコンテナは、次の要件に該当するコンテナ(当該要件に該当

することについて地方運輸局（運輸監理部を含む。）又はその運輸支局若しくは海事事務所の長が証明したものに限りとする。）とする。
一及び二 略

（政令第五十四条の十八第一項第七号の割合等）

第十六条の十 略

2 政令第五十四条の十八第二項第一号に規定する総務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 一三 略

四 有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送の業務又は放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和三十三年法律第五十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供する施設

五及び六 略

3 略

（政令第五十四条の四十五第一項の土地等）

第十六条の二十二 政令第五十四条の四十五第一項に規定する総務省令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一及び二 略

することについて地方運輸局（運輸監理部を含む。）又はその運輸支局若しくは海事事務所の長が証明したものに限りとする。）とする。
一及び二 略

（政令第五十四条の十八第一項第七号の割合等）

第十六条の十 略

2 政令第五十四条の十八第二項第一号に規定する総務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 一三 略

四 有線ラジオ放送業務
又は
有線放送電話業務
の用に供する施設

五及び六 略

3 略

（政令第五十四条の四十五第一項の土地等）

第十六条の二十二 政令第五十四条の四十五第一項に規定する総務省令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一及び二 略

三 港湾法附則第十五項 又は漁港漁場整備法附則第十一項の規定による貸付けを受けた者が当該貸付けに係る事業の用に供するために取得した土地のうち、当該事業に係る公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許に付された条件において国又は地方公共団体に無償で譲渡することとされた土地

2～4 略

（法第七百一条の四十一第二項の助成金）

第二十四条の二十二 法第七百一条の四十一第二項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則百十八条の三第一項に規定する重度障害者等多数雇用施設設置等助成金とする。

第二十四条の二十三及び第二十四条の二十四 削除

附則

（政令附則第七条第三項の特定目的会社等）

第三条の二の六 政令附則第七条第三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた特定目的会社は、同項各号に掲げる要件に該当するものとして資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）第七十七条第一項の規定により同項に規定する長官権限を委任された同項に規定する財務局長（次項及び附則第三条の二の九第一項において「財務局長」という。）又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十五条第一項の規定により財務局長の長とみなされた沖縄

三 港湾法附則第二十七項又は漁港漁場整備法附則第十一項の規定による貸付けを受けた者が当該貸付けに係る事業の用に供するために取得した土地のうち、当該事業に係る公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許に付された条件において国又は地方公共団体に無償で譲渡することとされた土地

2～4 略

第二十四条の二十二から第二十四条の二十四まで 削除

附則

（政令附則第七条第三項の特定目的会社等）

第三条の二の六 政令附則第七条第三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた特定目的会社は、同項各号に掲げる要件に該当するものとして資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）第七十七条第一項の規定により同項に規定する長官権限を委任された同項に規定する財務局長（次項及び附則第三条の二の十第一項において「財務局長」という。）又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十五条第一項の規定により財務局長の長とみなされた沖縄

総合事務局の長（次項及び附則第三条の二の九第一項において「沖縄総合事務局長」という。）の証明がされた特定目的会社とする。

2 略

（政令附則第七条第五項の投資信託等）

第三条の二の七 政令附則第七条第五項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた投資信託は、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件に該当するものとして金融庁長官の証明、同項第二号に掲げる要件に該当するものとして国土交通大臣の証明が、それぞれされた投資信託とする。

2 政令附則第七条第五項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省

総合事務局の長（次項及び附則第三条の二の十第一項において「沖縄総合事務局長」という。）の証明がされた特定目的会社とする。

2 略

（政令附則第七条第六項の総務省令で定める設備等）

第三条の二の七 政令附則第七条第六項に規定する総務省令で定める設備は、高齢者、身体障害者等の利用に資するエレベーターとして国土交通大臣の証明がされたものとする。

2 政令附則第七条第八項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、前項に規定する設備を設置するために実施される事業により取得された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋のうち専ら旅客の用に供するものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この項において「停車場建物等」という。）であつて、当該事業が実施された停車場建物等の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

（政令附則第七条第九項の投資信託等）

第三条の二の八 政令附則第七条第九項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた投資信託は、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件に該当するものとして金融庁長官の証明、同項第二号に掲げる要件に該当するものとして国土交通大臣の証明が、それぞれされた投資信託とする。

2 政令附則第七条第九項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省

令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる者以外の者については金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下この項及び附則第三条の二の九第二項において「定義内閣府令」という。）第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、第二号に掲げる者については同項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

一〜三 略

（政令附則第七条第六項の家屋）

第三条の二の八 政令附則第七条第六項に規定する総務省令で定める家屋は、次の各号に掲げる家屋のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明がされたものとする。

一〜八 略

（政令附則第七条第七項の投資法人等）

第三条の二の九 政令附則第七条第七項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた投資法人は、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件に該当するものとして財務局長又は沖縄総合事務局長の証明、同項第二号に掲げる要件に該当するものとして国土交通大臣の証明が、それぞれされた投資法人とする。

2 政令附則第七条第七項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、附則第三条の二の七第二項各号に掲げるものとする。ただし、同項第二号に掲げる者以外の者については定義内閣府令第

令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる者以外の者については金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下この項及び附則第三条の二の十第二項において「定義内閣府令」という。）第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、第二号に掲げる者については同項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

一〜三 略

（政令附則第七条第十項の家屋）

第三条の二の九 政令附則第七条第十項に規定する総務省令で定める家屋は、次の各号に掲げる家屋のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明がされたものとする。

一〜八 略

（政令附則第七条第十一項の投資法人等）

第三条の二の十 政令附則第七条第十一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた投資法人は、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件に該当するものとして財務局長又は沖縄総合事務局長の証明、同項第二号に掲げる要件に該当するものとして国土交通大臣の証明が、それぞれされた投資法人とする。

2 政令附則第七条第十一項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、附則第三条の二の八第二項各号に掲げるものとする。ただし、同項第二号に掲げる者以外の者については定義内閣府令第

十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、附則第三条の二の七第二項第二号に掲げる者については定義内閣府令第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

(政令附則第七条第十項第二号の家屋)

第三条の二の十 政令附則第七条第十項第二号に規定する総務省令で定める家屋は、次に掲げる家屋とする。

一 三略

(政令附則第七条第十項第三号の家屋)

第三条の二の十一 政令附則第七条第十項第三号に規定する総務省令で定める家屋は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分(当該家屋の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋をいう。)とする。

(法附則第十一条第八項の政府の補助等)

第三条の二の十二 法附則第十一条第八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

2 政令附則第七条第十一項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、附則第三条の二の八第二項第二号に掲げる者については定義内閣府令第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

(政令附則第七条第十四項第二号の家屋)

第三条の二の十一 政令附則第七条第十四項第二号に規定する総務省令で定める家屋は、次に掲げる家屋とする。

一 三略

(政令附則第七条第十四項第三号の家屋)

第三条の二の十二 政令附則第七条第十四項第三号に規定する総務省令で定める家屋は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分(当該家屋の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋をいう。)とする。

(法附則第十一条第十二項の政府の補助等)

第三条の二の十三 法附則第十一条第十二項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

2 政令附則第七条第十五項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

3 政令附則第七条第十一項に規定する総務省令で定める土地は、国立大学法人が有する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十四条に規定する校地とする。

3 政令附則第七条第十五項に規定する総務省令で定める土地は、国立大学法人が有する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十四条に規定する校地とする。

（政令附則第七条第十七項の施設）

第三条の二の十四 政令附則第七条第十七項に規定する総務省令で定める施設は、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項第一号に掲げる設備から構成される施設のうちデジタル送受信装置（デジタル伝送装置によつて変調されたデジタル信号の送信又は受信を行うものうち、搬送波を発生させることによりデジタル信号を給電線に送出する機能、送信装置の出力端子と送信用アンテナの接続若しくは受信装置の入力端子と受信用アンテナの接続を行う機能又は受信用アンテナが受信した電波の中から特定の電波を選択し、増幅する機能を有するものに限るものとし、これらと同時に設置するアンテナ及びその支持物を含む。）を整備するために取得されたものとする。

（政令附則第七条第十九項の方法）

第三条の二の十五 政令附則第七条第十九項に規定する総務省令で定める方法は、都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第二十六条に掲げる方法とする。

（政令附則第七条第二十一項の規模等）

(政令附則第七條第十二項の施設)

第三條の二の十三 政令附則第七條第十二項に規定する助産を行うことを目的とする施設で総務省令で定めるものは、医療法第七條第一項若しくは第二項の規定による許可又は同法第八條若しくは医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第四條第三項の規定による届出に係る医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第一條の十四第一項第十一号又は同規則第二條第一項第六号に規定する平面図において示された分べん室、陣痛室、新生児室、授乳室その他助産に必要な施設とする。

(政令附則第七條第十四項第九号のスポーツ施設)

第三條の二の十四 政令附則第七條第十四項第九号に規定する総務省令で定めるスポーツ施設は、トレーニングセンター(主として重量挙げ及びボディービル用具を用い、室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。)、体育館、プール及びこれらに附属す

第三條の二の十六 政令附則第七條第二十一項第一号に規定する新築する建築物の敷地面積として総務省令で定める規模は、百平方メートルとし、同号に規定する敷地面積の合計として総務省令で定める規模は、五百平方メートルとする。

2 政令附則第七條第二十一項第二号に規定する総務省令で定める基準は、公共施設又は周辺街区からの避難に利用可能な幅員四メートル以上の通路であることとする。

(政令附則第七條第二十二項の施設)

第三條の二の十七 政令附則第七條第二十二項に規定する助産を行うことを目的とする施設で総務省令で定めるものは、医療法第七條第一項若しくは第二項の規定による許可又は同法第八條若しくは医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第四條第三項の規定による届出に係る医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第一條の十四第一項第十一号又は同規則第二條第一項第六号に規定する平面図において示された分べん室、陣痛室、新生児室、授乳室その他助産に必要な施設とする。

(政令附則第七條第二十四項第九号のスポーツ施設)

第三條の二の十八 政令附則第七條第二十四項第九号に規定する総務省令で定めるスポーツ施設は、トレーニングセンター(主として重量挙げ及びボディービル用具を用い、室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。)、体育館、プール及びこれらに附属す

る施設とする。

(法附則第十一条第十一項の額)

第三条の二十五 法附則第十一条第十一項に規定する総務省令で定める額は、日本貨物鉄道株式会社が取得した家屋に対応する同項に規定する承継家屋の昭和六十二年三月三十一日現在において日本国有鉄道の財産目録に記載されていた価格とする。

(政令附則第七条第十五項の施設)

第三条の二十六 政令附則第七条第十五項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

(政令附則第七条第十九項第二号の建築物)

第三条の二十七 政令附則第七条第十九項第二号に規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一 外壁及び軒裏が、建築基準法第二条第八号に規定する防火構造であること。

二 屋根が、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

三 天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に十五分間以上耐える性能を有するものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない

る施設とする。

(法附則第十一条第二十一項の額)

第三条の二十九 法附則第十一条第二十一項に規定する総務省令で定める額は、日本貨物鉄道株式会社が取得した家屋に対応する同項に規定する承継家屋の昭和六十二年三月三十一日現在において日本国有鉄道の財産目録に記載されていた価格とする。

(政令附則第七条第二十五項の施設)

第三条の三十 政令附則第七条第二十五項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

構造であること。

(政令附則第七条第十九項第三号の政府の補助)

第三条の二十八 政令附則第七条第十九項第三号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、高齢者等居住安定化推進事業のうちサービ
ス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建
設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

(法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項の助成金)

第三条の二十九 法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項
に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第一百八条の
三第一項に規定する重度障害者等多数雇用施設設置等助成金とする。

(法附則第十一条の四第三項の資産の譲渡)

第三条の二十 法附則第十一条の四第三項に規定する資産の譲渡と
して総務省令で定めるものは、同項に規定する資産の譲渡であることに
ついて政令附則第九条の二第一項に規定する主務大臣の認定を受けたも
のとする。

第四条の四 削除

(法附則第十一条の四第五項の資産の譲渡)

第三条の二十一 法附則第十一条の四第五項に規定する資産の譲渡と
して総務省令で定めるものは、同項に規定する資産の譲渡であることに
ついて政令附則第九条の三第一項に規定する主務大臣の認定を受けたも
のとする。

(法附則第十二条の二第二項の一般乗合用のバス)

第四条の四 法附則第十二条の二第二項に規定する地域住民の生活に
必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつてい
るものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして総務省令で定めるものは

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2～8 略

国土交通大臣が地方バス路線維持のため交付する車両購入に係る補助を受けて取得した一般乗合用のバスで、平均乗車密度に一日当たりの運行回数を乗じて得た数値が十五以上百五十以下であり、かつ、道府県知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線の運行の用に供されるものとする。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2～8 略

9 政令附則第十一条第五項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた上屋は、同項各号に掲げる要件に該当するものとして、国土交通大臣の定めるところにより地方運輸局長（運輸監理部の長を含む。）の証明がされた上屋とする。

10 政令附則第十一条第五項第四号に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 次に掲げるシステムが導入されているものであること。
- イ データ交換システム（荷主その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）
- ロ 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき上屋内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。）
- 二 貨物の搬出入場所の前面に奥行き十五メートル以上の空地が設けられているものであること。
- 三 上屋に併設して流通加工の用に供する空間が設けられているもの

あること。

11| 政令附則第十一条第五項第五号に規定する総務省令で定める基準は、国土交通大臣の定める構造上の基準に適合しているものであることとする。

9| 略

10| 略

11| 法附則第十五条第二項第三号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。第十三項において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）並びに同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）及び同法第九条の十第一項の認定に係るものに限る。）とする。

12| 略

13| 略

14| 略

15| 政令附則第十一条第五項に規定する総務省令で定める土壌の特定有害物質による汚染を除去するための施設は、第十六条の六第十三項に規定

12| 略

13| 略

14| 法附則第十五条第二項第三号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。第十六項において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）並びに同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）及び同法第九条の十第一項の認定に係るものに限る。）とする。

15| 略

16| 略

17| 略

18| 政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定める土壌の特定有害物質による汚染を除去するための施設は、第十六条の六第十三項に規定

する施設とする。

17| 16|
略 略

する施設とする。

19| 20|
略 略

21| 政令附則第十一条第八項に規定する総務省令で定める額は、三千円とする。

22| 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した施設 次に掲げる金額の合計額

イ 当該施設の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該設備の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該施設を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した施設 次に掲げる金額の合計額

イ 其の取得の時における当該施設の取得のために通常要する価額

ロ 当該施設を事業の用に供するために直接要した費用の額

23| 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定める緑化施設は、植栽、並木、生垣その他これらと一体となつて緑化の用に供する施設（散水用配管、排水溝その他の土工施設を含む。）とする。

24| 法附則第十五条第七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち鉄道駅の耐震補強のために交付されるものとする。

25| 法附則第十五条第七項に規定する鉄道駅の耐震性の向上に資する償却

18) 法附則第十五条第五項及び政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第一百八条の三第一項に規定する重度障害者等多数雇用施設設置等助成金とする。

19) 政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定める家屋は、同項に規定する作業の用に供する家屋のうち、当該家屋の課税標準となるべき価格に当該作業所において常時雇用する労働者（政令第五十六条の六十八第二項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の総数に当該短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する政令第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数の割合を乗じて得た額に相当する部分とする。

20) 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定める要件は、輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係る港湾法第五

資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて地方運輸局長の証明を受けた償却資産とする。

- 一 停車場建物附属設備
- 二 停車場設備
- 三 橋りょう
- 四 高架橋

26) 政令附則第十一条第十二項に規定する総務省令で定める家屋は、同項に規定する作業の用に供する家屋のうち、当該家屋の課税標準となるべき価格に当該作業所において常時雇用する労働者（政令第五十六条の六十八第二項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の総数に当該短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する政令第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第一項に規定する短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数の割合を乗じて得た額に相当する部分とする。

27) 政令附則第十一条第十五項に規定する総務省令で定める要件は、輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係る港湾法第五

十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）の規模が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものであることとする。

一及び二 略

21| 政令附則第十一条第十号に規定するコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための上屋とする。

22| 政令附則第十一条第十二項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める機械その他の設備（これらと同時に設置する附属の自動調整装置又は原動機を含む。）とする。

一及び二 略

23| 法附則第十五条第八項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、前項第二号に掲げる機械その他の設備とする。

24| 政令附則第十一条第十三項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

25| 政令附則第十一条第十四項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

26| 政令附則第十一条第十五項に規定する高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項各号に掲げる設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に

十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）の規模が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものであることとする。

一及び二 略

28| 政令附則第十一条第十五項第四号に規定するコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための上屋とする。

29| 政令附則第十一条第十七項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める機械その他の設備（これらと同時に設置する附属の自動調整装置又は原動機を含む。）とする。

一及び二 略

30| 法附則第十五条第十一項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、前項第二号に掲げる機械その他の設備とする。

31| 政令附則第十一条第十八項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

32| 政令附則第十一条第十九項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

33| 政令附則第十一条第二十項に規定する放送番組の制作に必要な設備並びに無線設備及びこれに附帯する設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に

応じ、当該各号に定める設備とする。

一 放送番組の制作に必要な設備 デジタル撮像装置（水平解像度が七百本以上のビデオカメラで、その撮像部における総画素数が四十万以上の固体撮像素子を三個以上使用するものうち、専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づき映像をデジタル信号に変換して当該映像の輪郭、輝度及び色調を自動的に調整する機能を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用のケーブルを含む

。）及びデジタル放送番組制作装置（専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づきテレビジョン放送の放送番組又は放送番組素材を制作するものうち、複数のデジタル画像信号その他のデジタル信号の切替え若しくは調整を行う機能若しくはデジタル信号の記録若しくは再生を行う機能を有するもの

又はデジタル信号の加工、合成若しくは発生を行う機能若しくは放送番組素材に係るデジタル信号の伝送若しくは切替えを行う機能を有するもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する附属の入

応じ、当該各号に定める設備とする。

一 放送番組の制作に必要な設備 デジタル撮像装置（水平解像度が七百本以上のビデオカメラで、その撮像部における総画素数が四十万以上の固体撮像素子を三個以上使用するものうち、専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づき映像をデジタル信号に変換して当該映像の輪郭、輝度及び色調を自動的に調整する機能を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用のケーブルを含み、関東広域圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の各区域を併せた区域をいう。以下この号において同じ。）又は近畿広域圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域をいう。以下この号において同じ。）を放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条の第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。以下この号において同じ。）とする放送事業者に係るものを除く。）及びデジタル放送番組制作装置（専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づきテレビジョン放送の放送番組又は放送番組素材を制作するものうち、複数のデジタル画像信号その他のデジタル信号の切替え若しくは調整を行う機能若しくはデジタル信号の記録若しくは再生を行う機能を有するもの（関東広域圏又は近畿広域圏を放送対象地域とする放送事業者に係るものを除く。）又はデジタル信号の加工、合成若しくは発生を行う機能若しくは放送番組素材に係るデジタル信号の伝送若しくは切替えを行う機能を有するもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する附属の入

出力装置、補助記憶装置、局内回線又は電源装置を含む。)であつて、関東広域圏(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)の各区域を併せた区域をいう。)又は近畿広域圏(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)の各区域を併せた区域をいう。)を放送対象地域(放送法第九十一条第二号に規定する放送対象地域をいう。)とする基幹放送事業者に係るもの以外のものとする。

二略

27| 法附則第十五条第十一项に規定するデジタル信号により送信されるテレビジョン放送(以下この項において「地上デジタルテレビジョン放送」という。)を受信することが困難と認められる地域として総務省令で定める地域は、平成二十三年七月二十四日以前にアナログ信号により送信されるテレビジョン放送が受信可能であつた地域であつて、地上デジタルテレビジョン放送の電界強度(地上十メートルの高さにおけるものとする。)が、毎メートル一ミリボルトに達しない地域(建築物その他の工作物の影響によるものを除く。)又は他の電波の影響により地上デジタルテレビジョン放送の受信の障害が発生する地域とする。

28| 法附則第十五条第十一项に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものは、第二十六項第二号に規定するデジタル送受信装置のうち電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第八条第一項の規定に基づき総務大臣が指定する同項第四号に掲げる空中線電力が〇・三ワット以下の無線局に係るものとする。

出力装置、補助記憶装置、局内回線又は電源装置を含む。)

二略

34| 法附則第十五条第十四項に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものは、前項第二号に規定するデジタル送受信装置のうち電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第八条第一項の規定に基づき総務大臣が指定する同項第四号に掲げる空中線電力が〇・三ワット以下の無線局に係るものとする。

35| 政令附則第十一条第二十一項に規定する交換設備に附帯する設備のう

29) 法附則第十五条第十二項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十七条第二項に規定する検査の結果、都道府県知事又は同法第九条に規定する指定都市等の長が同法第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認めた雨水貯留浸透施設とする。

ち、総務省令で定めるものは、小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置（インターネットの利用を可能とする平衡対ケープルを用いた広帯域伝送の方式における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する回線収容能力が五百回線以下の変復調装置であつて、端末設備でないものに限る。以下この項において同じ。）及びデジタル加入者回線サービスマ等提供用附帯設備（小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置を収容するための設備及びこれと一体として設置する電源設備からなるものをいう。）とする。

36) 法附則第十五条第十七項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十七条第二項に規定する検査の結果、都道府県知事又は同法第九条に規定する指定都市等の長が同法第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認めた雨水貯留浸透施設とする。

37) 政令附則第十一条第二十三項に規定する総務省令で定める機械設備は、同項に規定する家屋に据え付けられた機械設備、同項に規定する倉庫に付設された同条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる機械又は設備及びトラック用搬出入装置（水平移動する長さ五メートル以上の垂直フレームに沿つて荷載台が上下するものであり、かつ、荷制限重量が〇・五トン以上のものに限る。）とする。

38) 法附則第十五条第十八項第一号に規定する食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第二条第三項第二号の事業（次項及び第四十項において「特定事業」という。）が実施される地方卸売市場で総務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 食品流通構造改善促進法第四条第二項の規定による認定を受けた日の属する年度の前年度の取扱金額が百億円以上であること。
- 二 卸売場の面積が五千平方メートル以上であること。

39 法附則第十五条第十八項第一号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、家屋にあつては同号に規定する特定事業により取得された家屋のうち当該特定事業が実施された家屋の当該特定事業実施後の床面積から当該特定事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とし、償却資産にあつては当該特定事業により新たに取得された償却資産とする。

40 法附則第十五条第十八項第二号に規定する特定事業を実施した法人（以下この項において「特定事業実施法人」という。）であつて当該特定事業を連携して実施した他の法人（以下この項において「連携事業実施法人」という。）と合併した法人又は特定事業実施法人が連携事業実施法人と合併した場合において当該合併により設立された法人（以下この項において「合併法人」という。）が開設する地方卸売市場で総務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 当該合併の登記の日の属する年度の前年度の特定事業実施法人と連携事業実施法人の取扱金額の合計額が百億円以上であること。
- 二 合併法人が開設する地方卸売市場の卸売場の面積の合計が五千平方メートル以上であること。

41 法附則第十五条第十九項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するものの以外のものである。

30 法附則第十五条第十三項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するものの以外のものである。

31] 法附則第十五条第十三項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車とする。

32] 政令附則第十一条第十六項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

33] 政令附則第十一条第十六項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 略

二 略

34] 法附則第十五条第十四項に規定する公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道駅総合改善事業費に係る補助とする。

35] 法附則第十五条第十五項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 三 略

42] 法附則第十五条第十九項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車とする。

43] 政令附則第十一条第二十四項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

44] 政令附則第十一条第二十四項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 充電設備（充電装置及び受電装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の蓄電池設備、整流器、制御装置又はキャノピーを含む。）

二 略

三 略

45] 法附則第十五条第二十項に規定する公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道駅総合改善事業費に係る補助とする。

46] 法附則第十五条第二十一項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 三 略

47] 法附則第十五条第二十二項に規定する総務省令で定める内航船舶は、次に掲げる要件に該当する内航船舶（当該要件に該当することについて地方運輸局（運輸監理部を含む。）又はその支局の長が証明したものに

36] 政令附則第十一条第二十四項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるものの以外のものとする。

一 五 略

37] 法附則第十五条第十七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りよう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

38] 法附則第十五条第十七項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

限る。）とする。

一 エレベーター若しくはエスカレーターを備えていることその他の高齢者又は身体障害者の利用に資する構造を有していること。

二 非常用電源装置その他の旅客の安全性の向上に資する設備を備えていること。

三 排気タービン過給機その他の船舶のエネルギーの使用の合理化に資する設備を備えていること。

48] 政令附則第十一条第三十二項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるものの以外のものとする。

一 五 略

49] 法附則第十五条第二十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りよう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は輸送対策事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

50] 法附則第十五条第二十四項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一〇八略

39| 法附則第十五条第十八項 に規定する総務省令で定める施設は、同項に規定する家畜排せつ物の管理を行う施設のうち、牛、馬、豚又は鶏の排せつ物を発酵させてたい肥その他の肥料とするための施設（その容積が、牛又は馬に係るものにあつては八十五立方メートル以上、豚に係るものにあつては五十立方メートル以上、鶏に係るものにあつては二十立方メートル以上のものに限る。）であつて、屋根、側壁（高さが〇・九メートル以上のものに限る。）及び専用の攪拌装置又は送風装置を有するものとして農林水産大臣の定めるところにより農林水産大臣の証明がされたものとする。

40| 法附則第十五条第十九項 に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一及び二 略

41| 法附則第十五条第二十項 に規定する公共事業に係る政府の補助で総

一〇八略

51| 法附則第十五条第二十五項に規定する総務省令で定める施設は、同項に規定する家畜排せつ物の管理を行う施設のうち、牛、馬、豚又は鶏の排せつ物を発酵させてたい肥その他の肥料とするための施設（その容積が、牛又は馬に係るものにあつては八十五立方メートル以上、豚に係るものにあつては五十立方メートル以上、鶏に係るものにあつては二十立方メートル以上のものに限る。）であつて、屋根、側壁（高さが〇・九メートル以上のものに限る。）及び専用の攪拌装置又は送風装置を有するものとして農林水産大臣の定めるところにより農林水産大臣の証明がされたものとする。

52| 政令附則第三十三項に規定する総務省令で定める設備は、高齢者、身体障害者等の利用に資するエレベーターとして国土交通大臣の証明がされたものとする。

53| 政令附則第三十五項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、前項に規定する設備を設置するために実施される事業により取得された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋（以下この項において「停車場建物等」という。）のうち当該事業が実施された停車場建物等の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

54| 法附則第十五条第二十七項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一及び二 略

55| 法附則第十五条第二十八項に規定する公共事業に係る政府の補助で総

務省令で定めるものは、貨物鉄道事業に係る輸送の効率化を図るために交付される補助とする。

42| 政令附則第十一条第二十七項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 既に事業の用に供されていた車両（以下この号において「既存車両」という。）を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該既存車両に代えて当該事業の用に供される車両（次号において「代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該車両の制御方式が一次周波数制御方式の導入により既存車両の制御方式に比べて改良され、かつ電力回生ブレーキを有すること

ロ 当該車両の内燃機関が蓄圧された燃料を電子制御により噴射する装置及び空冷式吸気冷却装置の双方を有するものの導入により既存車両の内燃機関に比べて改良されていること。

二 略

43| 法附則第十五条第二十一項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道

務省令で定めるものは、貨物鉄道事業に係る輸送の効率化を図るために交付される補助とする。

56| 政令附則第十一条第三十九項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 既に事業の用に供されていた車両（以下この号において「既存車両」という。）を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該既存車両に代えて当該事業の用に供される車両（次号において「代替車両」という。）であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該車両の最高速度が既存車両の最高速度を五キロメートル毎時以上超えていること

ロ 当該車両の加減速度が既存車両の加減速度を超えること又は当該車両の最高出力が既存車両の最高出力を超えること。

ハ 当該車両の制御方式が界磁制御方式又は一次周波数制御方式の導入により既存車両の制御方式に比べて改良されていること。

ニ 当該車両の重量が既存車両の重量に比べて八分の一以上減少していること。

ホ 既存車両が電力回生ブレーキを有しない場合にあつては、当該車両が電力回生ブレーキを有すること。

二 略

事業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大都市（東京都、大阪市及び名古屋をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者等（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社

44 政令附則第十一条第二十九項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 三略

45 政令附則第十一条第二十九項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

46 政令附則第十一条第三十項に規定する家屋及び償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の

57 政令附則第十一条第四十一項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 三略

58 政令附則第十一条第四十一項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

59 政令附則第十一条第四十二項に規定する家屋及び償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の

居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一 略
二 略

47| 法附則第十五条第二十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

48| 政令附則第十一条第三十二項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

49| 政令附則第十一条第三十二項に規定する総務省令で定める土地は、国立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一 ロビー（ベンチ、テーブルその他の休憩の用に供する設備が設置されていること及び一般公衆に開放されていることについて国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）

二 略
三 略

60| 政令附則第十一条第四十三項に規定する総務省令で定める設備は、集積回路を自蔵するカードとの間において二以上の鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者の鉄道又は軌道を利用する者の運賃に関する情報の交換及び当該情報の蓄積を行うことができる電子計算機、イニシヤライザ若しくは自動出改札装置（これらと同時に設置する集積回路を自蔵するカードのリーダーイタ、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含む。）又はこれらを相互に接続する電気通信回線とする。

61| 法附則第十五条第三十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

62| 政令附則第十一条第四十五項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

63| 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定める土地は、国立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

64| 政令附則第十一条第四十九項に規定する搬送設備、交換設備及び市内

線路設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 搬送設備 端末系光端局装置（光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有するもので、端末系光幹線路（光ファイバを用いた線路であつて、端末設備に接続されるものに限る。）に接続されるものに限る。次項において同じ。）及び波長分割多重化装置（光伝送の方式における波長の異なる複数の搬送波を多重化して伝送する機能を有する装置であつて、光ファイバを用いた線路に接続されるものに限る。次項において同じ。）

二 交換設備 ルーター（インターネットを構成するルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有する専用の電気通信設備をいう。次項、第六十七項及び第六十八項において同じ。）のうち、IPバージョン6の通信機能を有するものであつて事業所相互間を接続するものに限る。次項において同じ。））、IPアドレス変換装置（インターネットを構成するIPアドレス変換装置（異なるIPアドレスを相互に変換する機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、電気通信事業者の通信網内において、電気通信事業者が当該装置に割り当てるIPアドレスと電気通信事業者がサービス利用者に割り当てるIPアドレスを相互に変換するものに限る。次項において同じ。））、トランスレーター（インターネットを構成するトランスレーター（異なる通信プロトコルによる通信を相互に変換する機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、IPバージョン4による通信とIPバージョン6による通信を相互に

変換するものに限る。次項において同じ。）及びV。IPサーバ（インターネットを構成するV。IPサーバ（IPネットワークにおいて、デジタル化された音声信号を送受信する機能又はIP電話端末間のセッション制御（呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。）を行う機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、IPバージョン6の通信機能を有するものに限る。次項において同じ。）

三 市内線路設備 次に掲げる加入者系光ファイバケーブル

イ 電気通信事業者の事業所（電気通信業務のうち伝送又は交換に関する業務を取り扱うものに限る。）と配線盤（き線ケーブルと配線ケーブルを接続するものに限る。ロにおいて同じ。）との間のもの
ロ 配線盤と最終配線盤（配線ケーブルと引込線を接続するものに限る。）との間のものであつて、総務大臣が別に定める地域に設置するもの

四 管理設備 ネットワーク管理装置（電気通信事業者のIPバージョン6に対応した通信網内において、装置及び回線の状態並びに通信量を監視又は制御することにより、当該電気通信事業者の通信網を管理する機能を有するものに限る。次項において同じ。）

65 法附則第十五条第三十七項に規定する総務省令で定める設備は、端末系光端局装置、波長分割多重化装置、ルーター、IPアドレス変換装置、トランスレータ、V。IPサーバ、加入者系光ファイバケーブル（前項第三号イに掲げるものに限る。）及びネットワーク管理装置とする

66 法附則第十五条第三十九項に規定する従業者の通勤に係る負担の軽減

に著しく資するものとして設置した事務所又は事業所（次項及び第六十八項において「特定事業所等」という。）で総務省令で定めるものは、その設置場所及び従業者の就業形態等から判断して当該従業者の通勤に係る負担の軽減に著しく資するものとして総務大臣の定めるところにより総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。次項、第六十八項及び第七十三項において同じ。）の証明を受けたものとする。

67 法附則第十五条第三十九項に規定する事業主の特定事業所等又は従業者の自宅に設置する電気通信設備で総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであること及び就業規則その他これに準ずるもの（次項において「就業規則等」という。）に定めるところにより事業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対して提供すべき労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために必要となるものであることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明を受けたものとする。

一 当該特定事業所等に設置する電気通信設備のうち、IP-VPN（電気通信事業者が設定した専用のインターネットプロトコルによるパケットを伝送交換するネットワークを用いて電気通信事業者が提供する仮想閉域網をいう。次項において同じ。）又は広域イーサネット網（電気通信事業者が設定した専用のイーサネットのフレームを伝送交換するネットワークを用いて電気通信事業者が提供する仮想閉域網をいう。次項において同じ。）を利用した当該特定事業所等と特定事業所等又は従業者の自宅以外の場所との間の通信の用に供されるルータ

一又はスイッチ（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有する専用の電気通信設備をいう。次項において同じ。）及びこれらと同時に設置する集線装置

二 当該従業者の自宅に設置する電気通信設備のうち、インターネット（V P N装置（通信データの暗号化又は復号化を行うことにより、インターネットプロトコルによるパケットを交換するネットワークに仮想閉域網を構築する装置をいう。以下この項及び次項において同じ。）により暗号化された情報を送受信する方法によるものに限る。次項において同じ。）を利用した当該従業者の自宅と特定事業所等又は従業者の自宅以外の場所との間の通信の用に供されるもので、次に掲げるもの（次に掲げる設備が一体となつて設置される場合（次に掲げる設備のうちいずれかの設備が有すべき機能を他の設備が保有することにより、次に掲げる設備が一体となつて設置される場合と同等の効用を発揮する場合を含む。）に限る。）

イ シンクライアント端末装置（次項第二号イに規定するシンクライアントサーバと通信を行うことによつてのみ電子計算機として機能する端末装置（これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード及び表示装置に限る。）、通信制御装置、伝送用装置（無線用のものを含む。）又は電源装置を含む。）をいう。）

ロ V P N装置

68 法附則第十五条第三十九項に規定する特定事業所等又は従業者の自宅以外の場所に設置する電気通信設備で総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであること及び就業規則等に定めるところにより事

法附則第十五条第三十項 に規定する家屋又は償却資産で総務省令で

業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対して提供すべき労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために必要となるものであることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明を受けたものとする。

一 IP-VPN又は広域イーサネット網を利用した特定事業所等又は従業者の自宅以外の場所と特定事業所等との間の通信の用に供されるルーター又はスイッチ及びこれらと同時に設置する集線装置

二 インターネットを利用した特定事業所等又は従業者の自宅以外の場所と当該従業者の自宅との間の通信の用に供されるもので次に掲げるもの（次に掲げる設備が一体となつて設置される場合（次に掲げる設備のうちいずれかの設備が有するべき機能を他の設備が保有することにより、次に掲げる設備が一体となつて設置される場合と同等の効用を發揮する場合を含む。）に限る。）

イ シンククライアントサーバ（前項第二号イに規定するシンククライアント端末装置から送信された入力情報に基づき情報処理を行うとともに、表示画面情報又は音声情報を当該シンククライアント端末装置に送信するサーバ（これと同時に設置する補助記憶装置又は電源装置を含む。）をいう。）

ロ VPN装置

ハ ネットワーク監視装置（当該従業者の自宅に設置する電気通信設備又はイ若しくはロに規定する電気通信設備から送信される通信記録を収集し、記憶装置に保存する機能を有するものをいう。）

法附則第十五条第四十一項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で

定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一 四 略

51] 法附則第十五条第三十項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りよう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助とする。

52] 法附則第十五条第三十一項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一 四 略

53] 政令附則第十一条第三十九項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

54] 政令附則第十一条第四十項に規定する電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる設備（これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。）のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるもの（第一号、第三号及び第四号に掲げるものは総務大臣が別に定める施設（以下この項において「指定施設」という。）に設置するものに限る。）であつて、総務大臣が別に定める地域又は区域に設置するものとする。

一 サーバー用の電子計算機（これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置を含む。）

二 加入者系光ファイバケーブル（電気通信事業法第二条第六号に掲げ

定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一 四 略

70] 法附則第十五条第四十一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りよう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は輸送対策事業に係る補助とする。

71] 法附則第十五条第四十二項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一 四 略

72] 政令附則第十一条第五十三項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

73] 法附則第十五条第四十四項に規定する設備で
総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明を受けた
ものとする。

一 地方公共団体総合行政ネットワーク接続設備（地方公共団体総合行政ネットワークの通信プロトコルに基づき電気通信信号を伝送する機能を有するものをいう。以下この項において同じ。）

る電気通信業務の用に供される光ファイバ製の通信ケーブルのうち、最終配線盤（指定施設に引き込まれるケーブルが他のケーブルと最終的に分岐して敷設される地点に設置される装置をいう。）と光端末回線装置（指定施設に設置されるものに限る。）との間を接続するものに限る。）

三 ファイアウォール装置（不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された通信プロトコルに基づき電気通信信号を検知し、通過させる機能を有するもののうち、インターネットに対応するものをいう。）

四 ルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有するものをいう。）又はスイッチ（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有するものをいう。）

55| 法附則第十五条第三十四項に規定する設備で総務省令で定めるものは、太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

56| 法附則第十五条第三十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、新エネルギー等事業者支援対策費に係る補助とする。

57| 法附則第十五条第三十五項に規定する政府の補助で総務省令で定める

二 アプリケーションサーバ（地方公共団体総合行政ネットワークを通じてソフトウェアを提供するためのものに限る。以下この項において同じ。）

三 ファイアウォール装置（不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された通信プロトコルに基づき電気通信信号を通過させる機能を有するもののうち、地方公共団体総合行政ネットワーク接続設備とアプリケーションサーバとの間に設置されるものに限る。）

四 暗号化装置（通信データの暗号化を行う機能を有するもののうち、地方公共団体総合行政ネットワークと地方公共団体総合行政ネットワーク接続設備との間に設置されるものに限る。）

五 スイッチ（通信プロトコルに基づき電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有するもののうち、地方公共団体総合行政ネットワークとアプリケーションサーバとの間に設置されるものに限る。）

六 運用管理端末装置（前各号に掲げる設備の運用を管理するためのものに限る。）

74| 法附則第十五条第四十五項に規定する設備で総務省令で定めるものは、太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

75| 法附則第十五条第四十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、新エネルギー等事業者支援対策費に係る補助とする。

76| 法附則第十五条第四十六項に規定する政府の補助で総務省令で定める

ものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

58) 法附則第十五条第三十六項に規定する基準適合表示で総務省令で定めるものは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第十六条第一項第二号に規定する表示とする。

59) 政令附則第十一条第四十三項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一 港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾（以下この項において「国際拠点港湾」という。）のうち、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であること。

二 国際拠点港湾のうち、当該港湾が連続する二以上の係留施設等（輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係るコンテナ埠頭を構成する係留施設及び荷さばき地をいう。次項において同じ。）を有していること。

三 国際拠点港湾のうち、当該港湾の港湾区域（港湾法第二条第三項に規定する港湾区域をいう。以下この号において同じ。）を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体に指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この号において同じ。）が含まれること。ただし、港湾区域を地先水面とする地域を区域とする指定都市が存在しない道府県にあつては、当該港湾における輸出入に係るコンテナ取扱量が当該道府県に存する港湾のうち最も多い港湾であること。

60) 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定める要件は、係

ものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

61 法附則第十五条第三十七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 略

2 3 略

4 略

一 略

二 屋根が、建築基準法施行令 第

百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

三 四 略

5 政令附則第十二条第二十一項第二号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、高齢者等居住安定化推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 略

2 3 略

4 略

一 略

二 屋根が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第

百三十六条の二の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

三 四 略

5 政令附則第十二条第二十一項第二号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、高齢者等居住安定化推進事業のうち高齢者向け優良賃貸住宅の整備と併せて高齢者生活支援施設の整備を行う事業に係る補助とする。

6 法附則第十五条の八第四項において準用する法附則第十五条の六第二項の規定により固定資産税額が減額される場合における政令附則第十二条第四項各号に定める額の算定については、同項第一号イ中「別荘の用に供する部分」とあるのは「別荘の用に供する部分又は高齢者の居住の

11| 10| 9| 8| 7| 6|
略 略 略 略 略 略

略

(政令附則第十二条の二第二項の専有部分の床面積の算定方法等)

第七条の二 政令附則第十二条の二第二項(同条第七項

において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用について、同項中災害被災家屋(同条第一項第一号(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する災害被災家屋をいう。)で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第二項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれに共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する

12| 11| 10| 9| 8| 7|
略 略 略 略 略 略

略

安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第三十六条第一項の規定により賃貸若しくは転貸する部分」と、同号口及び同条第五項第一号中「別荘の用に供する部分」とあるのは「別荘の用に供する部分又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十六条第一項の規定により賃貸若しくは転貸する部分」とする。

(政令附則第十二条の二第二項の専有部分の床面積の算定方法等)

第七条の二 政令附則第十二条の二第二項(同条第七項、第九項及び第十

三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用について、同項中災害被災家屋(同条第一項第一号(同条第七項、第九項及び第十三項において準用する場合を含む。)に規定する災害被災家屋をいう。)で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第二項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれに共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する

ものとする。

2 政令附則第十二条の二第八項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 略

ものとする。

2 政令附則第十二条の二第十六項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 略

二 法附則第十六条の二第三項の規定の適用を受けようとする場合に、次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第七項において準用する同条第一項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋が平成十六年新潟県中越地震による災害（以下この号において「新潟県中越地震災害」という。）により被害を受けたことについて当該災害被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋が新潟県中越地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋が平成十六年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋が存したことを証する書類及び災害被災家屋に代わるものとして法附則第十六条の二第三項の規定の適用を受けようとする家屋の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の二第七項において準用する同条第一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第三項の規定の適用を受けようとする

る場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

三 法附則第十六条の二第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第九項において準用する同条第一項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）又は被災償却資産（政令附則第十二条の二第十一項において準用する同条第四項第一号に規定する被災償却資産をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年能登半島地震による災害（以下この号において「能登半島地震災害」という。）により被害を受けたことについて当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償却資産が能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第四項及び第五項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

二 法附則第十六条の二第三項 の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第七項）において準用する同条第一項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）

を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋が平成十九年新潟県中越沖地震による災害（以下この号において「新潟県中越沖地震災害」という。）により被害を受

ハ 政令附則第十二条の二第九項において準用する同条第一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十一項において準用する同条第四項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の二第九項において準用する同条第一項第二号から第四号まで又は同条第十一項において準用する同条第四項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第十一項において準用する同条第四項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

四 法附則第十六条の二第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第十三項）において準用する同条第一項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）又は被災償却資産（政令附則第十二条の二第十五項において準用する同条第四項第一号に規定する被災償却資産をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年新潟県中越沖地震による災害（以下この号において「新潟県中越沖地震災害」という。）により被害を受

けたことについて当該災害被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋が新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

イ 災害被災家屋が平成十九年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋が存したことを証する書類及び災害被災家屋に代わるものとして法附則第十六条の第二項の規定の適用を受けようとする家屋の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の二第七項において準用する同条第一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の二第七項において準用する同条第一項第二号から第四号までに掲げる者にあつては、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

けたことについて当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償却資産が新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

イ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第六項及び第七項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の二第十三項において準用する同条第一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十五項において準用する同条第四項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の二第十三項において準用する同条第一項第二号から第四号まで又は同条第十五項において準用する同条第四項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第十五項において準用する同条第四項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

附則第五条による改正（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号））

改正案		現行	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
法令名	条項	法令名	条項
(略)	(略)	(略)	(略)
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	第八条第三項及び第四項（これらの規定を第一条第二項、第八条の二第三項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八条の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項、第十六条の五第四項（第七十四条の十一第二項及び第四百七十四条第二項において準用する	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	第八条第三項及び第四項（これらの規定を第一条第二項、第八条の二第三項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八条の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項、第十六条の五第四項（第七十四条の十一第二項及び第四百七十四条第二項において準用する

場合を含む。）、第十九条の七第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項並びに附則第三十一条の三の二第二項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十三条、第十四条の九第三項、第十四条の十八第二項、第十五条の四第二項並びに第十六条の三第四項及び第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の四第二項（第一条第二項及び第十六条の四第十二項において準用する場合を含む。）、第二十條の九の三第一項及び第二十條の十（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三條（第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第四十五條の二（同條第一項から第三項までについては第七百三十四條第三項

場合を含む。）、第十九条の七第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項並びに附則第三十一条の三の二第二項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三条、第十四条の九第三項、第十四条の十八第二項、第十五条の四第二項並びに第十六条の三第四項及び第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の四第二項（第一条第二項及び第十六条の四第十二項において準用する場合を含む。）、第二十條の九の三第一項及び第二十條の十（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三條（第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第四十五條の二（同條第一項から第三項までについては第七百三十四條第三項

において、第四十五条の二第四項については第七百三十四条第三項及び附則第三十五条の三第六項において、第四十五条の二第五項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一項並びに第五十条の九（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十八項、第四十項及び第四十一項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第一条第二項において、第五十三条第二項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十一項については第一条第二項において、第五十三条第二十二項及び第二十三項については第七百三十四条第三項において、第五十三条第三十八項については第一条第二項において、第五十三条第四十項及び第四十一項について

において、第四十五条の二第四項については第七百三十四条第三項及び附則第三十五条の三第六項において

準用する場合を含む。）、第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一項並びに第五十条の九（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十八項、第四十項及び第四十一項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第一条第二項において、第五十三条第二項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十一項については第一条第二項において、第五十三条第二十二項及び第二十三項については第七百三十四条第三項において、第五十三条第三十八項については第一条第二項において、第五十三条第四十項及び第四十一項について

は第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三條の二、第五十七條第一項、第六十三條第一項及び第六十六條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一條の十第二項、第七十一條の十七第一項、第七十一條の三十一第二項、第七十一條の三十八第一項、第七十一條の五十一第二項及び第七十一條の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二條の二十四の十第六項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二條の二十五第一項から第五項まで及び第十二項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二條の二十五第二項については第一条第二項、第七十二條の二十五第六項、第七十二條の二十八第二項及び第七十二條の二十九第二項において、第七十二條の二十五第三項については第一条第二項、第七十二條の二十八第二項及び

は第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三條の二、第五十七條第一項、第六十三條第一項及び第六十六條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一條の十第二項、第七十一條の十七第一項、第七十一條の三十一第二項、第七十一條の三十八第一項、第七十一條の五十一第二項及び第七十一條の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二條の二十四の十第六項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二條の二十五第一項から第五項まで及び第十二項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二條の二十五第二項については第一条第二項、第七十二條の二十五第六項、第七十二條の二十八第二項及び第七十二條の二十九第二項において、第七十二條の二十五第三項については第一条第二項、第七十二條の二十八第二項及び

第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第五項については第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項及び第三項、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十四、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十九第二項及び第四項から第六項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二条の五十三第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二

第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第五項については第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項及び第三項、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十四、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十九第二項及び第四項から第六項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二条の五十三第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二

条の五十九、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第二百二十二条、第二百二十三条、第三百零四条第一項、第四百四十四条の九第四項及び第五項、第四百四十四条の十四第二項及び第五項、第四百四十四条の十八第一項並びに第四百四十四条の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十二第四項

条の五十九、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第二百二十二条、第二百二十三条、第三百零四条第一項、第四百四十四条の九第四項及び第五項、第四百四十四条の十四第二項及び第五項、第四百四十四条の十八第一項並びに第四百四十四条の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十二第四項

(第一条第二項及び第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。)、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の四十九第一項、第五百五十一条第二項、第五百五十二条第一項、第六百零五条第一項、第六百八十四条第二項、第六百九十八条第一項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項並びに第二百八十三条第一項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第三百十七条の二第一項から第六項まで(同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において、第三百十七条の二第四項については第七百三十四条第三項、第七百三十六条第三項及び附則第三十五条の三第十四項において、第三百十七条の二第五項及び第六項については第七百三十四条第三項及び第七百三十六

(第一条第二項及び第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。)、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の四十九第一項、第五百五十一条第二項、第五百五十二条第一項、第六百零五条第一項、第六百八十四条第二項、第六百九十八条第一項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項並びに第二百八十三条第一項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第三百十七条の二第一項から第五項まで(同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において、第三百十七条の二第四項については第七百三十四条第三項、第七百三十六条第三項及び附則第三十五条の三第十四項において、第三百十七条の二第五項 については第七百三十四条第三項及び第七百三十六

条第三項において準用する場合を含む。
。）、第三百十七條の六（第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九條の二第三項及び第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで及び第三十四項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三十四條第三項において、第三百二十一条の八第二十項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四條第三項において、第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで及び第三十四項については第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）
、第三百二十一条の八の二及び第三百二十一条の十三第一項（これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十五條

条第三項において準用する場合を含む。
。）、第三百十七條の六（第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九條の二第三項及び第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで及び第三十四項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三十四條第三項において、第三百二十一条の八第二十項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四條第三項において、第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで及び第三十四項については第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）
、第三百二十一条の八の二及び第三百二十一条の十三第一項（これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十五條

三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において、第三百六十四條の二第四項については第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、

第三百七十一条第一項（第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項に

ついて準用する場合を含む。）、第三

百八十二条の三（

第七

百三十四條第一項において準用する場

合を含む。）、第三百八十三条（第七

百三十四條第一項及び第七百四十五條

第一項において準用する場合を含む。

）、第三百八十九条第一項、第三百九

十三条、第三百九十四条、第四百九條

第四項、第四百十條第二項、第四百十

七條第二項、第四百十八條、第四百二

十一条第一項、第四百二十二條、第四

百三十二条第一項並びに第四百三十三

條第一項、第五項及び第十二項（これ

らの規定を第七百三十四條第一項にお

いて準用する場合を含む。）、第四百

四十六條第二項、第四百四十七條第一

三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において、第三百六十四條の二第四項については第七百三十四條第一項及び第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、

第三百七十一条第一項及び第三百八十二條の三（これらの規定を

第七

百三十四條第一項において準用する場

合を含む。）、第三百八十三条（第七

百三十四條第一項及び第七百四十五條

第一項において準用する場合を含む。

）、第三百八十九条第一項、第三百九

十三条、第三百九十四条、第四百九條

第四項、第四百十條第二項、第四百十

七條第二項、第四百十八條、第四百二

十一条第一項、第四百二十二條、第四

百三十二条第一項並びに第四百三十三

條第一項、第五項及び第十二項（これ

らの規定を第七百三十四條第一項にお

いて準用する場合を含む。）、第四百

四十六條第二項、第四百四十七條第一

項、第四百五十七条第一項、第四百七十三條第一項、第二項及び第四項、第四百七十四條第一項、第四百七十五條、第四百七十六條第二項、第四百七十九條、第四百八十五條第一項、第五百二十二條並びに第五百三十九條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百十九條第一項（第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百條、第六百五條及び第六百一十一條第一項（これらの規定を第六百二十七條及び第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百二十五條第一項（第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百八十八條、第六百八十四條の二、第六百八十五條第二項及び第六百九十三條第一項（これらの規定を第七百三十四條第五項において準用する場合を含む。）、第七百條の五十五及び第七百條の六十四第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む

項、第四百五十七條第一項、第四百七十三條第一項、第二項及び第四項、第四百七十四條第一項、第四百七十五條、第四百七十六條第二項、第四百七十九條、第四百八十五條第一項、第五百二十二條並びに第五百三十九條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百十九條第一項（第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百條（第六百二十七條及び第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百五條、第六百一十一條第一項及び第六百二十五條第一項（これらの規定を第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百八十八條、第六百八十四條の二、第六百八十五條第二項及び第六百九十三條第一項（これらの規定を第七百三十四條第五項において準用する場合を含む。）、第七百條の五十五及び第七百條の六十四第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む

。）、第七百一条の四第二項、第七百一条の十六第一項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項、第七百二条の八第五項、第七百十三條、第七百十八條第二項並びに第七百二十六條第一項（これらの規定を第七百三十五條第一項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の九、第七百三十三條の十四、第七百三十三條の十五第二項及び第七百三十三條の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五條において準用する場合を含む。）、第七百四十三條第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十條第一項、第二項及び第四項（同条第一項及び第二項については第七百五十四條において、第七百五十條第四項については第七百五十二條第三項及び第七百五十四條において準用する場合を含む。）並びに第七百五十一條、第七百

。）、第七百一条の四第二項、第七百一条の十六第一項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項、第七百二条の八第五項、第七百十三條、第七百十八條第二項並びに第七百二十六條第一項（これらの規定を第七百三十五條第一項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の九、第七百三十三條の十四、第七百三十三條の十五第二項及び第七百三十三條の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五條において準用する場合を含む。）、第七百四十三條第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十條第一項、第二項及び第四項（同条第一項及び第二項については第七百五十四條において、第七百五十條第四項については第七百五十二條第三項及び第七百五十四條において準用する場合を含む。）並びに第七百五十一條、第七百

	(略)	地方税法施行令
<p>五十二条第一項及び第七百五十三条第二項（これらの規定を第七百五十四条において準用する場合を含む。）並びに附則第五条の四第三項及び第八項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の七第三項、第十五条の九第二項、第六項及び第十一項並びに第二十九条（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）</p>	(略)	<p>第二条第二項及び第五項（同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準</p>

	(略)	地方税法施行令
<p>五十二条第一項及び第七百五十三条第二項（これらの規定を第七百五十四条において準用する場合を含む。）並びに附則第五条の四第三項及び第八項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の七第三項、第十五条の九第二項、第六項及び第十一項並びに第二十九条（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）</p>	(略)	<p>第二条第二項及び第五項（同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準</p>

用する場合を含む。）、第六条の四第一項（第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第二項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第三十九条の十二、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四、第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の十一第二項並びに附則第十四条の五

用する場合を含む。）、第六条の四第一項（第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項及び第二項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第三十九条の十二、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四、第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の十一第二項並びに附則第十四条の五

第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項（第一条及び第四十八条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第九条の七第十六項及び第二十八項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）

第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項（第一条及び第四十八条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第九条の七第十六項及び第二十八項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）

、第九条の九の二第一項（第一条及び第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四条の四の二及び第二十四条の五において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四の二、第二十四条の四の二、第二十四条の三第二項及び第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項

、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十八条の九の八第一項及び第四項並びに第四十八条の九の九（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条の十三第十七項及び第二十

、第九条の九の二第一項（第一条及び第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四条の四の二及び第二十四条の五において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の四の三第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項

（第一条において準用する場合を含む。）、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十八条の九の八第一項及び第四項並びに第四十八条の九の九（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条の十三第十七項及び第二十

九項、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十三第一項（第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の二三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十三項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十条の三第三項、第十二条第九項、第十二条の二第八項、第十四条の五第

九項、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十三第一項（第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の二三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十三項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十条の三第三項、第十二条第九項、第十二条の二第十六項、第十四条の五第

(略)	
(略)	二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項並びに第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む）。
(略)	
(略)	二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項並びに第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む）。